

『法の精神』における 〈気品politesse〉 — 社交性と自己愛 —

増田 都希. toki.masuda@r.hit-u.ac.jp

いかなる点で
専制政体中国の〈行儀作法〉は
君主政体フランスの〈気品〉に優るのか？

「この点で行儀作法civilitééは気品politesseに優る」
(XIX, 16)

1. 先行研究
2. 訳語の問題
3. 「わが随想」1270、1271との比較
4. 『法の精神』における〈気品〉
5. 『法の精神』における〈気品〉と〈行儀作法〉

1. 先行研究

先行研究：2つのcommerce

C.スペクトール「商業のパラダイムとマナーのパラダイム：“文明社会”の諸相」
in 『モンテスキュー 権力・富・社会』2011

第19・20編 — 利己心を原動力とする“市民社会”形成の2モデル—
「私悪、すなわち公益」（マンデヴィル）

第19編
交際commerceのフランス…自己愛の追求
商業commerceのイギリス…利益の追求
vs
古代共和政の徳

2. 概念整理

概念整理

～岩波版での訳語～

- les manières
生活様式 生活態度 態度 立ち居振る舞い
- la politesse
礼儀正しさ 礼儀 慇懃さ
- la civilité
礼儀作法

概念整理

- les manières … 集団・地域の集会的振る舞い（の規範）

マナー

- la politesse … 君主政体フランスのマナー

気品

- la civilité … 専制政体中国のマナー

行儀作法

一般
「法と習俗」に対する
第3の視座

個別事例
個々の物理的・精神的環境に
おけるマナーの統治論

概念整理

18世紀における“La politesse” 概念の変容

- 17世紀 類義語 la politesse と la civilité
- 17世紀末～ 対立的ニュアンス la politesse（世俗的・宮廷貴族的・精神的規範）と la civilité（宗教的・民衆的・身体的規範）
…シャルリエ・スタロパンスキー
- 18世紀～ la politesseが社交界から市井へ

- 自主自律の貴族的理想 = 自由
- 生まれ + 環境 + α
- 目的は魅了

〈気品〉

- 不断の配慮
- 万人に習得可能
- 目的は、衝突の回避・緩和

〈礼節〉

概念整理：「La politesse」概念の変容

La politesse (L.IV, XIX) ・ ・ ・ 君主政・特にフランス・中央集権化

- 宮廷の規範（『誠実礼賛』『ベルシア人の手紙』）
- 『法の精神』では現存する君主政国家ではフランスのみ（スペイン・イギリスにはない(XIX, 9, 27), 君主政ローマには存在(XIX, 27)）

- 君主政の国々における教育は、立ち居振る舞いの中に、ある **la politesse** を求める。(IV, 2)
- 君主政の国々においては、**la politesse** は宮廷で自然なものになる。(IV, 2)
- この活発さは、自然が社交、殊に夫人との交際のための良き趣味を我々に吹き込むことによって得させてくれる **la politesse** によって矯正される」(XIX, 6)

- **la politesse** は「オコジョの毛皮 [爵位] や真紅の衣 [枢機卿] よりも、確実に評価をもたらすのだ」(Claville, 1734)
- 他の立派な美質や徳を保持するにはある種の曰くいい難いものを必要としますが、**la politesse** を証明するには丁寧な眼差しと立派な言葉さえあればよいのです (Charpentire, 1755)

3. 「わが随想」1270、1271

礼儀 la bienséance

と

気品 la politesse

「わが随想」1270、1271

・ 推定執筆時期の近さ

断章1200番台：1735～1739

第19編：草稿作成は1740年以前の可能性（手稿作成時（1741～42）にはほぼ完成）

・ 論じ方の差異と関連性

la politesse ≡ la civilité（フランスのマナー、中国のマナーを意味しない）

礼儀 la bienséance ≠ la politesse・la civilité

中立的なマナー一般を表す語

「わが随想」1270、1271

1269 「公民精神」：秩序への愛、法の遵守、私利と公益の一致

1270 「次いで、社会をより心地よくするための礼儀 la bienséance に基づく義務を取り上げる。」

1271 “気品について”

「法律と習俗とのあいだには法律がいつそう公民の行動を規制するのに対し、習俗はよりいつそう人間の行動を規制するという区別がある。習俗とマナーの間には、前者がより一層内面的な振る舞いに関わり、後者が外面的な振る舞いに関わるという区別がある」(XIX, 16)。

法律（公民） ↔ 習俗・マナー（人間）
習俗（内面） ↔ マナー（外面）

「わが随想」1270・・・礼儀 la bienséanceの3つの特徴

①互酬性・・・自己愛の相互充足

「同胞が我々に何を求めるのか。それは、より親密な関係を望む人々 [...] に対して我々自身が何を求めるのかを考えればわかる」

「[他者は] 我われに決して不正や策略をしないばかりか [...] 我われに熱心にとり入り、献身的で、優しく、愛情深くあり、細やかな配慮をして欲しいと願う。[礼儀を] 型通りに守るだけの友人は、信用ならない人物だと見なすのである」 (MP 1270)

②公平に由来する義務との異質性

「公平に直接由来する義務とは異なる様々な義務があるということだ。それが礼儀に基づく義務なのである…」

「大原則は、実直さにはとらわれず、できる限り他者に気に入られるよう努めることである」

「わが随想」1270・・・礼儀 la bienséanceの3つの特徴

③公的有用性

「そのためには誰に対しても敬意を払い、そうすることで共に生きるすべての人々に好感を持たれるよう、自ら先んじて相手に配慮することである。というのも、 [...] 双方が「まず相手からの善き対応」...を待てば、社会は荒々しくなり、野蛮な民族ようになるだろうからだ。そうした配慮から、社会にこの穏やかさや開放的な習俗が生まれる。これらが社会に幸福をもたらし、誰もが自己と他者との双方に満足して暮らせるようになる。」 (傍点筆者)

「互いに信頼し、また互いの精神に影響力を持つことは公的有用性に適うことだからだ」

「わが随想」1270・・・礼儀 la bienséanceの3つの特徴

マンデヴィル流「私悪、すなわち公益」の対極

・自己愛の動物：自己愛を直ちに悪徳としない

・礼儀：他利優先の原則

→自己愛の相互制御・・・自己愛と自己愛の衝突による闘争状態の回避

“自ら先んじて相手に配慮”“互いの信頼” (相応の返礼があるとする無条件の信頼)

↑ 不合理な選択

➡ : 自己愛の相互制御への懐疑

社交性による自己愛の制御

「わが随想」1271・・・礼儀 la bienséanceと politesse / civilité

1271 「気品について」の冒頭

この内的性向 disposition intérieure [=礼儀 la bienséance] は、あらゆる人民において la politesse や la civilité と呼ばれる外面的な儀礼 cérémonial extérieur を生んだ。

la politesse や la civilité とは、一種の不文律の法である。相手への敬意の印と見なし、慣習として他者に対して示すべきもので、もし守らなければ、相手から攻撃を受けたと感じる。そのように人間たちが取り決めたのである。未開民族は、こうした法をほとんど持たない。他方で、そうした法があまりに膨大なために圧政的で、あらゆる自由を奪っている中国人のような国民もいくつかあった。フランスでは、儀礼をずいぶん減らした。相手にほとんど求めず、求める以上のものを決して与えない。今日では、これが、la politesse のすべてである」 (1271)。

マナーの不在 ≠ la bienséance ≠ la civilité, la politesse

未開 理念・内面 実践・外面 (墮落形態?)

フランス：自由だが、商業主義 (利己主義)

中国：自由の剥奪

4. 『法の精神』における 〈気品〉

礼儀La bienséance にあって、
気品politesseが失ったものとは？

『法の精神』における 〈気品〉：光と陰

第19編5、6、8、9章

〈気品〉と社会的動物（特にフランス人）にふさわしい幸福

もし世界に、社会的気質、開かれた心、生の楽しみ、よき趣味、自分の思想を伝える容易さを備えた国民、快活で気持ちの良い、時に軽率で、しばしば無遠慮だが、同時に勇氣、尊大さ、率直さ、一定度の名誉心を持った国民があるとするなら、その特性を妨げないためには、法律によってそのマナーを阻害しようとするのがあってはならないだろう。[…]

[女性の習俗を矯正することで] 国民の富の源泉となっているある種の良き趣味、この国に外国人を惹きつけている〈気品〉が失われることにならないかどうか誰が知り得ようか。(XIX, 5)

自然は全てを修復する。自然は、人を傷つけ、あらゆる点で礼を欠かせるような活発さを我々に与えたが、この同じ活発さは、自然が社交、殊に夫人との交際のためのよき趣味を我々に吹き込むことによって得させてくれる〈気品〉によって矯正される。(XIX, 6)

人間性（社交性）の洗練
商・産業の発展
国境を超えた共和国の成立

←第20編の商業賛美を想起

『法の精神』における 〈気品〉：光と陰

第4編2章

名誉の外在化としての〈気品〉

「社交界こそ、名誉と呼ばれるものの…の学校なのである。まさにそこで、次の3つの事柄を見聞する。「徳の中には高貴さを、習俗の中には率直さを、マナーの中には〈気品〉を加えなければならない」。

「君主政の国々においては、〈気品〉は宮廷で自然なものになる。極端に偉大な一人の人間が、他のすべての人間を小人にしてしまう。この結果、誰に対しても敬意が払われなければならない、ここから〈気品〉が生まれる。〈気品〉は、上品な人々も、彼らが上品な人として扱う人々も、同じように心地よくさせる。なぜなら、〈気品〉は、我々が宮廷に属していること、またそれにふさわしい者であることを教えてくれるからである」。

「宮廷風の雰囲気というのは、借りものの偉大さのために自分自身の偉大さを棄てることにある。前者の方が、自分自身の偉大さより、一層廷臣の自己愛を満足させるのである」(IV, 2)。

名誉：「優先と特別待遇を求める」 〈気品〉：卓越したいという欲求
侮蔑の滝・自己放棄（「疎外」スタロバンスキー）

5. 『法の精神』における 〈気品〉と〈行儀作法〉

〈行儀作法〉にあって、
〈気品〉がないものとは？

〈気品〉と〈行儀作法〉：自己保存とマナー

〈気品〉：自己愛と平和

マナーと統治の幸福な関係(第19編)

- 物質的・精神的豊かさ
- 公共圏～中間権力のユートピア～

不幸な関係(第4編)

- 自由の剥奪～中間権力の自立喪失～
- 人間性の喪失・水平的紐帯の喪失
- 専制

〈行儀作法〉：物質的必要と平和

マナーと統治の幸福な関係(第19編)

帝国の「安寧」

- 物質的安寧：行儀作法による日常的業務の制度化
- 精神的安寧：時空間・身分を超えた政治的紐帯
- 暴力の自己規制

不幸な関係…自由の剥奪(第19編)

- 時間的自由：習得に半生、その実践に半生
- 行動的自由：日常的業務の反復
- 思考の自由：日常的業務からの逸脱は、安寧の喪失

〈気品〉と〈行儀作法〉：自己保存とマナーと社交性

中国の立法者たちは...人々が互いに大いに尊敬しあい、各人があらゆる瞬間に他人にいかにも多く負っているかを感じし何らかの点で他の公民に依存していない公民などいないと言うことを感知するようにと望んだ。

それ故、彼らは**行儀作法**を最も広い範囲にわたって求めた_こうして中国の人民にあっては、村の人々もお互いの間で上流の人士と同様に几帳面に儀式を守っているのが認められる。これは**穏やかさを鼓吹し**、人民の間に**平和と秩序**を保ち、**冷酷な精神からくるあらゆる悪徳を除く**のに極めて適切な手段であった。実際、〈行儀作法〉のルールから解放されるというのは、自分の欠点を好き放題にさせておくための一つの方法ではなかろうか。

この点で、〈行儀作法〉は〈気品〉に優る。〈気品〉は他人の悪徳におもねるが、〈行儀作法〉は**我々の悪徳を表沙汰にすることを防ぐ**。それは自分が墮落するのを防ぐために、人々が互いの間に設けた障壁なのである」(XIX, 16)。

〈気品〉と〈行儀作法〉：自己保存とマナーと社交性

	〈気品〉	〈行儀作法〉
実践者	宮廷貴族	皇帝から村民まで
効果	差別化・侮蔑の滝	政治・社会的紐帯の形成
		穏やかさ
		平和と秩序
		冷酷な精神からくる悪徳を除く
	悪徳(自己愛)におもねる	墮落を防ぐ

社交性の強化

〈気品〉と〈行儀作法〉：自己保存とマナーと社交性

〈気品〉 〈行儀作法〉 振る舞いの内面性への侵食

〈気品〉 人間性の損壊

マナーと人間性の不幸な関係(第4編)

「〈気品〉は、我々が宮廷に属していること、またそれにふさわしい者であることを教えてくれるからである」

「宮廷風の雰囲気というのは、借りものの偉大さのために自分自身の偉大さを棄てることにある。」(IV, 2)

〈行儀作法〉 振る舞いによる絆の醸成

マナーと人間性の幸福な関係(第19編)

「こうした外的行為(例えば、嫁が姑に対して日々行う務め)こそが全員の心に刻み付けられるべき一つの感情、そして全員の心から発して帝国を支配する精神を形成するにいたる一つの感情をたえず喚起するのである」(XIX, 19)

まとめ

- マナーという視座：内面と外面の乖離に自覚的な人間の本性
- 「社交性・自己愛・自己保存」という近代自然法の伝統に即したマナー論
- マナーと統治の関係、マナーと個と種の自己保存の関係は諸刃の剣
- 中国の〈行儀作法〉の優位：社交性の作用を促進
 - ・利己心を否定せず
 - ・“利己心の自由な発露による秩序形成”（「社交性」不要説）に懐疑的
- 利己心を原動力とする商業への懐疑へ

主要参考文献

－モンテスキュー作品－

- 『法の精神』野田 良之、稲本 洋之助、上原 行雄、田中 治男、三辺 博之、横田地弘訳、岩波書店、1987-88年。
- *De l'esprit des loix, manuscrits, OC.*, t.3-4, J.Ehrard et C.Volpilhac-Auger, Voltaire Fondation, 2008.
- *Mes pensées*, C. Volpilhac-Auger (sous. dir. de), Folio, 2014 .
- *Mes Pensées in OC.*, t. II, *Pensées, Spicilège, Geographica, Voyages*, A. Masson (sous dir. de), Nagel, 1950.

－同時代文献－

- Le Maître de Claville, *Traité du vrai mérite de l'homme*, Paris : Saugrain, 1734.
- J.-Fr. Charpentier, *La Prudence humaine, ou l'Art de faire fortune dans le monde*, Francfort-sur-le-Main, 1755.

－二次文献－

- R. シャルチュエ「差異の創出と文化モデルの普及」『読書と読者』長谷川輝夫・宮下志朗訳、みすず書房、1994年
- J. スタロバンスキー「Civilisationという語」、『病の内なる治療薬』小池健男・川那部保明訳、法政大学出版社、1993年
- 同 『モンテスキュー：その生涯と思想』古賀英三郎／高橋誠訳、法政大学出版社、1993 [1953]
- Ph. Raynaud, *La politesse des lumières*, Gallimard, 2013.
- Dennis C. Rasmussen, *The pragmatic Enlightenment*, Routledge, 2017.
- Céline Spector, *Montesquieu : Pouvoirs, Richesses et Sociétés*, Hermann, 2011